

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年6月4日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	MAXISTピックスリスクコントロール（5%）上場投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年4月15日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、繰上償還の手続きを開始することの決定に伴い、所要の変更等を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後> に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後> に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2021年 4月16日から2022年 4月15日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

<訂正後>

2021年 4月16日から2022年 4月15日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

繰上償還が決定した場合、取得の申込期間は2021年9月14日までとし、2021年10月12日をもって信託を終了する予定です。くわしくは(12)その他をご確認ください。

(12)【その他】

<更新後>

〔信託終了（繰上償還）および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ〕

以下の内容は、2021年6月2日付の適時開示情報を基に記載したものです。

委託会社は、当ファンドにつきまして、繰上償還および付随する重大な約款変更を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを予定しております。当該書面決議においては、2021年7月16日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と決めました。

なお、当該繰上償還および付随する重大な約款変更にかかる書面決議が可決された場合、2021年10月9日付で約款変更を実施し、2021年10月12日を信託終了日として繰上償還する予定です。

書面決議の結果については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/>)にてお知らせいたします。

・当ファンドの繰上償還が決定した場合、最終売買日(2021年10月8日)までは東京証券取引所での売買が可能です。

<重大な約款変更の概要>

1. 繰上償還および付随する重大な約款変更に関する日程（予定）

書面決議の対象受益者の確定基準日	2021年7月16日（金）
書面決議に関する書類発送日	2021年8月19日（木）
議決権行使書面による議決権行使期限	2021年9月6日（月）
書面決議日	2021年9月8日（水）
買取請求開始日（予定）	2021年9月9日（木）
買取請求終了日（予定）	2021年9月28日（火）
約款変更実施日（予定）	2021年10月9日（土）
信託終了日（予定）	2021年10月12日（火）
償還金支払い開始日（予定）	2021年11月19日（金）

2. 東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

「監理銘柄（確認中）」への指定	2021年6月2日（水）
「整理銘柄」への指定	2021年9月8日（水）
東京証券取引所における最終売買日	2021年10月8日（金）
上場廃止日	2021年10月9日（土）

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

3. 繰上償還および付随する重大な約款変更の内容および理由

<内容>

- ・本ETFの信託期間を無期限から2021年10月12日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
- ・繰上償還に伴い償還金支払いに関する規定に所要の変更を行います。

<理由>

本ETFは東京証券取引所への上場以降、本ETFの「運用の基本方針」に則り、基準価額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることをめざして運用を行ってまいりましたが、純資産総額は減少傾向にあります。また、受益権口数は信託約款に規定する10万口を下回った状態にあります。（本ETFの状況については下記をご参照）。

このような状況を受け、弊社では、本ETFの対象インデックスへの連動性を維持した運用の継続が困難な状況にあると考え、本ETFを繰上償還することが受益者にとって有利と判断いたしました。

設定日	2012年2月22日
上場日	2012年2月23日
設定時純資産総額	5億9千万円
対象インデックス	S&P/JPX リスク・コントロール指数（5%）
2021年4月末現在の純資産総額	1千万円
2021年4月末時点の受益権口数	1万口
約款に規定する受益権口数	10万口

4. 書面決議の判定

上記に関する繰上償還および付随する重大な約款変更は、2021年8月19日頃にお送りいたします書面決議のご案内に基づき、議決権行使期間内（2021年8月20日から2021年9月6日）に賛成の意思表示をされた受益者（法令等の規定に基づき、議決権を行使せず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2021年7月16日現在の受益権口数が、同日現在の受益者の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

5. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の繰上償還および付随する重大な約款変更に反対された受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律第18条」に基づいて、2021年9月9日から2021年9月28日までの間に、本ETFの受託会社に対して、2021年7月16日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取することを同社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

6. 取得申込および一部解約の停止

議案に関する書面決議が可決された場合、本ETFの取得申込は2021年9月15日以降、一部解約は2021年9月30日以降、受け付けないこととします。

当ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご認識の上、お申し込み下さいますようお願い申し上げます。

<ご参考>

MAXISトピックスリスクコントロール（5%）上場投信
投資信託約款の新旧対照表

下線部 _____ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（信託期間）</p> <p>第5条 この信託の期間は、<u>信託契約締結日から2021年10月12日までとします。</u></p>	<p>（信託期間）</p> <p>第5条 この信託は、<u>期間の定めを設けません。ただし、第41条第10項、第42条第1項および第2項、第43条第1項、第44条第1項ならびに第46条第2項の規定による信託期間終了日までとします。</u></p>
<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）</p> <p>第37条 （略）</p> <p>② 受託者は、支払開始日から10年経過した後に、償還金の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>③ 受託者は、一部解約金（第41条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）について第38条第7項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>④ （略）</p>	<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）</p> <p>第37条 （略）</p> <p>② 受託者は、支払開始日から10年経過した後に、償還金（<u>信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。</u>）の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>③ 受託者は、一部解約金（第41条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）について第38条第6項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>④ （略）</p>
<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）</p> <p>第38条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>償還は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終</u></p>	<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）</p> <p>第38条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>受託者は、信託終了日において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日における名義登録受益者として、当該名義登録受益者に償還金を支払います。</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u></p> <p><u>④ 信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。</u></p> <p><u>⑤ 前項に規定する償還金の支払いは、原則として、受託者が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。</u></p> <p><u>⑥ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</u></p> <p><u>⑦ 一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。</u></p> <p><u>⑧ 前項に規定する一部解約金の支</u></p>	<p><u><追加></u></p> <p><u>④ 前項に規定する償還金の支払いは、原則として信託終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該償還金を振り込む方式により行うものとし、</u></p> <p><u>⑤ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</u></p> <p><u>⑥ 一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。</u></p> <p><u>⑦ 前項に規定する一部解約金の支</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行うものとします。	払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行うものとします。
(収益分配金および償還金の時効) 第39条 受益者が、収益分配金については前条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。	(収益分配金および償還金の時効) 第39条 受益者が、収益分配金については前条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

以上

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

解約の受付

受益者は自己に帰属する受益権につき解約の請求ができます。原則、解約請求受付日の正午までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該解約請求受付日の請求とします。正午過ぎに受け付けた解約請求は翌営業日を解約請求受付日とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下の日を解約請求受付日とする解約の請求ができません。

1. 毎月の最初の営業日から起算して2営業日以内
2. 毎月の最終営業日の2営業日前から起算して3営業日以内
3. 計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して6営業日以内）
4. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
5. 1. から4. のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における解約請求については受け付けることができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

1,000口の整数倍で販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できません。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

<訂正後>

解約の受付

繰上償還が決定した場合、解約請求は2021年9月30日以降、受け付けないこととします。

受益者は自己に帰属する受益権につき解約の請求ができます。原則、解約請求受付日の正午までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当該解約請求受付日の請求とします。正午過ぎに受け付けた解約請求は翌営業日を解約請求受付日とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下の日を解約請求受付日とする解約の請求ができません。

1. 毎月の最初の営業日から起算して2営業日以内
2. 毎月の最終営業日の2営業日前から起算して3営業日以内
3. 計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して6営業日以内）
4. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
5. 1. から4. のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における解約請求については受け付けることができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

1,000口の整数倍で販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（3）【信託期間】

<訂正前>

無期限（2012年2月22日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

<訂正後>

無期限（2012年2月22日設定）

繰上償還が決定した場合、2021年10月12日まで（2012年2月22日設定）となります。

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

4【受益者の権利等】

<更新後>

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（1）収益分配金に対する請求権および名義登録

受益者（計算期間終了日において受益者名簿に名義登録^{（注）}されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ・収益分配金は、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式等により支払われます。
- ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（注）受託会社は、ファンドに係る受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称および住所その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。また、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

受益者は、ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。）を経由して受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するこ

とができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社(受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者)に対して直接に行うことができます。

名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者(信託終了日において受益者名簿に名義登録されている受益者(「名義登録受益者」といいます。))とします。)は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ・ 償還金は、原則として信託終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該償還金を振り込む方式により支払われます。
- ・ 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金(解約)請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」を参照してください。

繰上償還が決定した場合、2021年10月9日以降は「(2) 償還金に対する請求権」について以下の内容に変更となる予定です。

(2) 償還金に対する受領権

受益者^{*}は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

* 受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者(以下「信託終了時受益者」といいます。))として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額(信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。))に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。

償還金は、原則として、受託会社が、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日から信託終了時受益者に対して支払います。信託終了時受益者は、受託会社から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託会社から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。ただし、当該受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。